

平成22年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成22年9月24日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 太田 健一	2番 野並 享子
3番 小菅 六雄	4番 高橋 繁夫
5番 内田 聡史	6番 奥村 治男
7番 矢野 隆行	8番 梶山 幾世
9番 井狩 辰也	10番 市木 一郎
11番 坂口 哲哉	12番 田中 良隆
13番 中島 一雄	14番 丸山 敬二
15番 西本 俊吉	16番 三和 郁子
17番 鈴木 市朗	18番 田中 孝嗣
19番 立入三千男	20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	南 喜代志	総務部長	岡野 勉
市民部長	高田 一巳	健康福祉部長	新庄 敏雅
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
環境経済部政策監	竹内 睦夫	教育部長	東郷 達雄
政策調整部次長	中島 宗七	総務部次長	井狩 重則
広報秘書課長	寺田 実好	企画財政課長	立入 孝次
総務課長	遠藤 伊久也		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	佐敷 政紀
書記	三上 忠宏	書記	吉川 加代子

議事日程

- 第 1 諸般の報告について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 議第 6 6 号から議第 8 6 号まで、及び議第 9 0 号
(野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例他 2 1 件)
各委員長より委員会審査結果報告
質疑、討論、採決
- 第 4 発議第 3 号及び発議第 4 号
(野洲市議会基本条例他 1 件)
- 追加日程第 1 委任専決第 5 号
(損害賠償の額を定めることについて)
- 追加日程第 2 意見書第 1 4 号から意見書第 2 0 号まで
(政党助成金の廃止を求める意見書案他 6 件)

開議 午後 1 時 0 0 分

議事の経過

議長(鈴木市朗君) 皆さん、こんにちは。ご苦労様でございます。

ただいまから本会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は 2 0 名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長(鈴木市朗君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 2 0 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配布済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、9 月 1 0 日と同様であり、配付を省略しましたのでご了承願います。

(日程第 2)

議長(鈴木市朗君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定により、第 3 番小菅六雄君、第 4 番高橋繁夫君を指名いたします。

(日程第 3)

議長 (鈴木市朗君) 日程第 3、各委員長より、委員会審査報告書が提出されておりますので、議第 66 号から議第 86 号まで、及び議第 90 号、野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例他 21 件を一括議題として、各委員長の報告を求めます。

まず、決算特別委員長の報告を求めます。

第 20 番、河野司君。

20 番 (河野司君) 第 20 番、河野司でございます。

去る 9 月 8 日の本会議におきまして決算特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、9 月 13 日、14 日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長を初め説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げたいと思います。

議第 75 号、平成 21 年度野洲市一般会計予算歳入歳出決算の認定について、また議第 76 号、平成 21 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 77 号、平成 21 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 78 号、平成 21 年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、さらに議第 79 号、平成 21 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 80 号、平成 21 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、また議第 81 号、平成 21 年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 82 号、平成 21 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 83 号、平成 21 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 84 号、平成 21 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、さらに議第 85 号、平成 21 年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 86 号、平成 21 年度野洲市水道事業会計決算の認定について、以上の 12 議案を議題といたしまして質疑応答を繰り返し、慎重に審査をいたしました結果、議第 78 号から議第 86 号までにつきましては、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

また、議第 75 号から議第 77 号までにつきましては、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が決算特別委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告であります。よろしくお願ひいたします。

議長 (鈴木市朗君) これより、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご質疑が無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、総務常任委員長の報告を求めます。

第15番、西本俊吉君。

15番(西本俊吉君) 第15番、西本俊吉です。

ご報告に先立ちまして一言お断り申し上げます。本日歯の治療中のために若干お聞き苦しい点が出てこようかと思いますが、ご了承お願い申し上げます。

総務常任委員会の報告をさせていただきます。去る9月8日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月15日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果についてご報告申し上げます。

議第67号、野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議第68号、野洲市情報システム管理運営審議会条例を廃止する条例、議第69号、平成22年度野洲市一般会計補正予算(第3号)中、本委員会に付託を受けた関係予算の3議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全議案、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

議長(鈴木市朗君) これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご質疑が無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第16番、三和郁子君。

16番(三和郁子君) 16番、三和郁子でございます。文教福祉常任委員会審査報告をこれよりさせていただきます。

平成22年9月8日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案について審査をするため、9月15日に委員会を招集いたしました。教育長初め関係部課長の出席を求め、委員全員出席のもと、慎重に審査をいたしました結果についてご報告をいたします。

議第 66 号、野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議第 69 号、平成 22 年度野洲市一般会計補正予算（第 3 号）、議題 70 号、平成 22 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 71 号、平成 22 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、議第 72 号、平成 22 年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 73 号、平成 22 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）以上、6 議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、審査をいたしました結果、議第 69 号、70 号、71 号、72 号、73 号については全員賛成にて原案どおり可決すべきものと決しました。

議第 66 号につきましては、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案について審査の結果を報告いたします。

議長（鈴木市朗君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） ご質疑が無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第 6 番、奥村治男君。

6 番（奥村治男君） 6 番、奥村治男です。

去る 9 月 8 日の本会議におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9 月 16 日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第 69 号、平成 22 年度野洲市一般会計補正予算（第 3 号）中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第 74 号、平成 22 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 90 号、湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画の改定に同意することにつき議決を求めることについて、以上、予算関係 2 件、その他 1 件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、採決の結果、議第 69 号、議第 74 号、議第 90 号のいずれについても全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告いたします。

議長（鈴木市朗君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行いま

す。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご質疑が無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。それでは、ただいま議題となっております議第66号から議第86号まで、及び議第90号の各議案について討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、順次発言を許します。

まず、第3番、小菅六雄君。

3番(小菅六雄君) それでは、議第75号、平成21年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、共産党市会議員団を代表いたしまして、私は反対討論を行います。

言うまでもなく、今日市民の生活実態は一昨年来の世界的な金融危機、経済不況からかつてない厳しい状況であります。本市でも昨年平成21年度では市内の大企業が大規模に非正規労働者の雇いどめ、解雇も行っています。特徴的なのは村田製作所や日立ツールなどが行っています。つまり、小泉構造改革以来の弊害は国民の経済や暮らしのあらゆる分野でゆがみを広げ、自民党政治の行き詰まりが抜き差しならないところまで来たことを証明しています。このことが多くの国民から政治と暮らしをよくしてほしいという願いのもと、昨年の衆議院選挙では自公政権ノーマンの審判を示したことを見ても明らかであります。

これは市民の生活実態、暮らしは野洲市でも同様でありまして、雇用、営業、農業など全分野で市民生活が苦しめられています。具体的にその象徴的なことは、例えば小中学校における就学援助や生活保護世帯が野洲市でも急増しておりまして、また年収200万円以下の世帯もふえています。

このようなとき、昨年度は麻生政権でありましたが、雇用と経済対策で有効な対策も講ぜず、それどころか加えてこの間、相次ぐ医療制度や社会保障制度の改悪、後期高齢者医療制度など、社会保障制度の分野でも国民犠牲を進めてきたのではないのでしょうか。

ですから、こんなときだからこそ、市民の暮らしを守る市の予算、市行政が求められてきました。この点から考えますと、平成21年度では例えば保育料の3人目の無料化あるいは経済面でも市としての県セーフティネット融資の利子補給制度の実施など、期待にこたえる施策も実施されました。また、この21年度では、山仲市長就任前に計画されていました総額24億円の駅前整備事業について再検討を表明され、現在に至っています。これらについては評価をしたいと思います。

しかし、決算全体を見ました場合、市民の暮らしの面では高齢者、障害者の介護激励金を2万円から1万円に減額、幼稚園保育料の値上げ、さらに敬老祝い金の減額、また会計は違いますが、国民健康保険税の値上げなど、さらには小中学校の児童生徒会の補助金の削減等々、市民生活にかかわる分野で負担、犠牲を進められてきました。また、集中改革プランは22年度からであります、いわゆる重複施設についての統廃合を進めようとされ、21年度はふれあいセンターの風呂を休止、廃止にされました。また、これに引き続き、現在の22年度では分庁舎の廃止や公民館の廃止を進めています。これら市民サービスの後退もこの間進めてこられ、認めることはできません。

次に、個別の分野であります、1つは同和行政の問題であります。決論的には21年度もこれまでの同和行政を踏襲されています。今決算の認定に当たり集中改革プランと並行して一定の同和対策事業の見直しを図ったとされていますが、その言葉とは裏腹にその方向が見えてきていません。生活実態調査等の報告書の評価にしましても決論的には引き続き同和行政の継続ではないでしょうか。この間指摘しましたように、大事なことは長年の成果到達、市民の努力を正當に客觀的に見れば本市でも廃止すべきであります。そして、残された課題は一般行政で補完すべきであります。加えて今回、決算特別委員会でも指摘しましたように、例えば同和対策促進協議会の補助にしましてもその効果と活動内容については極めて疑問が残るものであります。これらの問題は単に一事業というのではなく、行政運営の民主主義の問題としても重要でありまして、この間の同和行政は認めることができないのであります。

今後の行財政、市財政と市政全体のあり方の問題であります、言うまでもなく地方自治体における財政は厳しいものがあります。決算としての21年度、また今の22年度において法人税の減収など厳しい側面があるのは事実であります、だからこそ国に主張すべきことは主張をする、同時にこの中で暮らし、営業を守るための市政の方向を基本とされるよう求めて反対討論といたします。

議長（鈴木市朗君） 次に、第12番、田中良隆君。

12番（田中良隆君） 12番、田中良隆でございます。ただいま議題となっております議第75号、平成21年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

現在、我が国の経済情勢は長引く不況に加え、デフレの長期化、また極端な円高など問題が山積をしております。それは本市におきましても大きな影を落としており、平成21

年度の法人市民税の決算では、対前年度比で半分を下回る4億6,000万円まで落ち込んでしまいました。これらを補てんするために財政調整基金の繰り入れや減収補填債の発行で表面上の数字は何とか黒字決算となっているという、それが実態だと思います。

こうした中での平成21年度一般会計決算では、生活保護費や障がい者自立支援事業の扶助費などを初めとし、福祉関係の経費が膨らむ中ではありますが、県下で最も耐震化率の低いと言われております小中学校の校舎のその耐震整備事業に取り組みられました。これは合併前の財政豊かな時期になぜしておかなかつたのかと、そう思うような事業ではございますが、これから数年かけてのプランが具現化したのは大きな成果であると思います。

また、待機児童の解消を図るべく学童保育所の整備事業など、厳しい財政状況下でも必要な事業に取り組みられたことは市民の安心、特に子どもたちの安全安心を優先して対応されたものであると評価をいたします。

また、産業分野では地産地消の推進、教育分野では不登校問題対策や特別支援教育の推進も図られるなど各種の施策を推進する上で、本市の台所事情を見ますと財政調整基金の現在高も対前年度から7億円も減少しております。そんなことから大変ご苦労されてやりくりをされているという、そんな状況が伺えると思います。

一方で、平成21年度は22年、23年度の2カ年の財政健全化集中改革プランが策定されまして、本市の財政状況が危機的状況にあることは市民懇談会あるいは広報などで市民にも一定の理解、認識が図られたと思います。しかし、市民の目線はもっと厳しいレベルにあると思います。

先ほど小菅議員の反対討論でも触れられました同和対策事業では、総論としては私も小菅さんと同じで前年を踏襲されているという、そういう思いをしておりますが、ただ、固定資産税の減免などの見直しなど、21年度でその道筋をつけられたことは市長がかわつたからこそできた大きな一歩であると高く評価をしております。

中身についてはまだまだ不十分ですが、1と2は1しか違いませんが、ゼロと1は無限大に違います。激変緩和も考慮しながらではありますが、個人施策は一般化するべきだと私も思います。市長の持ち前のすばらしい切れ味とスピード感を持って対応いただきたいものであります。

同和対策の目的は差別をなくすことのはずです。行政がこの事業を続けている限り目的は達せられないと思います。このことは多くの市民、多くの議員にも賛同いただけるんじゃないかと思っております。

全般にわたりまして、今後山仲市長には財政状況の厳しい中、市政全般にわたりさらなる事務事業の節減、合理化に努められ、監査委員もご指摘になりました公債費の動向にも注意をしながら、市民生活の安全安心そして向上が図られますように一層の努力を重ねられることを強く要望いたしまして、平成21年度一般会計の歳入歳出決算の認定についての賛成の討論といたします。終わります。

議長（鈴木市朗君） 次に、第2番、野並享子君。

2番（野並享子君） 議第76号、平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

平成21年度国保会計は介護保険納付分の引き上げが行われ、約1,000万円の増税です。しかし、20年秋のリーマンショックによりリストラが進み、非正規雇用の派遣切りと下請企業の発注減などで収入が落ち込みました。その結果、国保税の滞納繰越分も含む歳入予算12億9,700万円に対して実際の税収入は10億3,782万円と2億5,900万円の落ち込みでした。前年と比較し加入者は1人減ですが、前期高齢者は171人、後期受給者も49人の増となり、若者が減り高齢者がふえている現状です。新型インフルエンザも流行し、高齢者も増加する中で医療費は前年に比べ伸びています。国保税は高過ぎて払えない状況にあり、不納欠損も274万円増え1,200万円、収入未済額は1,859万円ふえ2億5,958万円となっています。また、収納率は前年度と滞納を合計した率は17年度で85%、19年度は84%、21年度は80%と過去最低となっています。高過ぎる国保税という状況を数字がはっきりと証明しています。国保税の滞納はまた国保税の引き上げとなり悪循環になります。

反対の理由の第1点目は、市民負担増で運営される保険事業であることです。当初予算でも一般会計から1,300万円の繰り入れをすれば値上げをしなくて済むと発言しましたが、全く取り上げてもらえませんでした。市民の負担軽減のために一般会計から繰り入れをすべきであります。根本的には国が補助金をどんどん下げてきたことが原因ですが、市としてもっと国に補助率の引き上げを求めるべきであり、市民負担増で運営する健康保険会計に反対します。

反対の2点目は、社会保障制度から排除する資格証明書の発行です。国民皆保険制度は社会保障の一環として進められてきました。憲法25条の生存権は保障しなければなりません。しかし、資格証明書の発行は医者にかかるなという証明書ではないでしょうか。窓口で10割負担できるのであれば保険税を少しでも払うことができます。納付の相談に来

ない者が悪いと一律に送付することは冷たい行政の象徴ではないでしょうか。県内でも資格証明書ゼロというまちもあります。とりあえず保険証を交付する、全国的には短期保険証の発行が増えたと言われていています。これは滞納者が増えたことと資格証明書の発行から短期保険証に切りかえられたからです。厚労省の通達で保険証の受け取りがなく返送されてきた世帯に対し、1カ月以内に家庭を訪問し現状を把握するように指示を出しました。行政内部で保険証を滞留をしないようにということです。だれもが医療を受けられるようにするのは行政の最低限の仕事であり、保険証の交付を行うのは当たり前です。納税相談はまず保険証を交付してから行うのが社会保障制度の観点ではないかと考え、野洲市の健康保険事業に反対します。

8月19日に開かれた野洲市国保運営協議会において、医療費の伸びが12%、この伸びの原因は70歳未満の入院にかかる医療費の伸びとされています。さらにその入院の内容は脳卒中、心筋梗塞など循環器系が大きく伸びているとされています。疾病で一番多いのが新生物がんであります。21%であり、続いて循環器系17.4%、3番目が精神及び行動の障害10.9%と続いています。近隣や県平均と比べ高いのが循環器系です。

このような現状を見据え、入院手術という重症にならないように予防保健に力を注ぐ必要があります。人間ドック、脳ドックの受診者の所得階層の調査で低所得者の受診が低いということで補助率の見直しも検討されていますが、検診により早期発見、早期治療で医療費の増大を抑えることができ、国保会計だけでなく一般会計でも予防ワクチンや予防接種の補助を引き上げ、低所得者が排除されない対策が求められます。また、国民健康保険法第44条に基づく病院での窓口負担分の半分を来年度から国が出すことにしました。野洲市でも低所得者に対する保険税を法定減免している世帯に対して医療費においても減免制度を早期につくられることを求め、21年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について反対をいたします。

次に、議第77号、平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

後期高齢者医療が導入され2年目の決算です。75歳から別立ての保険制度にし、人間ドックや脳ドックも市の補助が受けられなくなり、健診も基本健診ということで、慢性疾患のある人は健診から外されました。慢性疾患といっても常に基本健診の内容が検査されているとは限りません。要は、慢性疾患のある人は他の疾病に対しての予防保健は必要ないという差別的な保険制度にしました。また、治療に対しても限度を設けています。差別

医療に対して反対をいたします。

後期高齢者医療制度を昨年、民主党は廃止すると言って総選挙を戦いました。しかし、現在は抜本的に見直してからと言って国保制度を広域化し、対象範囲を65歳まで引き下げる方向を打ち出しています。これは差別的な後期高齢者医療を拡大するだけであり、ますます矛盾が広がります。抜本的な改正は後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻すことです。老人保健制度で問題になっていた内容を解決することで現在の差別医療をやめさせることができます。

後期高齢者医療制度は医療費の増大が保険料にはね返る仕組みになっています。医療費の10%を負担するというので2年に1度値上げが繰り返されます。負担は能力に応じて、サービスは平等にが原則であります。所得のない方からも保険料を徴収し、天井知らずに引き上げられる保険料であるため、滞納は前年より増え46人、150万円になりました。資格証の発行はしていないということですが、発行することができるようになっており、戦前戦後の荒廃から現在の日本を築いてくれた高齢者に対して敬愛の気持ちを持つのでなく、厄介者扱いされる後期高齢者医療制度は廃止しかありません。速やかに廃止されることを求め、本会計に反対します。

議長（鈴木市朗君） 次に、第10番、市木一郎君。

10番（市木一郎君） 第10番、市木一郎でございます。

それでは、ただいま議題となっております議第76号、平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、私は認定すべきものと考え、賛成討論を行います。

ご承知のように、現行の国民健康保険法が昭和33年に制定され、国民皆保険体制確立から約半世紀が経過し、社会経済の構造は大きく変化しました。全国民に医療費保障を行うという国民皆保険体制の基盤となる制度として国民医療を根底で支えてきた国民健康保険制度も、制度に内在する構造的な脆弱さに加え、近年の医療費の高騰や長期不況による低所得者の増や、企業のリストラによる被用者保険からの流入の増により、財政基盤が圧迫されるなど非常に厳しい財政運営を余儀なくされています。国民皆保険体制の維持には国民健康保険制度の安定が不可欠だと言われますが、このような問題は単に国保サイドのみで解決し得るものでなく、国の医療保険制度全般にわたり利用者の立場に立った抜本的な改革がまだまだ必要であると考えます。

さて、このような中での本市国民健康保険事業の平成21年度決算ですが、収支において6,622万5,797円と一応黒字となっております。これは決して国保の財政構造

が改善されたわけでもなく、加入者の保険税納付環境が好転したためでもありません。医療費の伸びが本市国保財政を圧迫している状況にも変わりはありません。そのような厳しい状況の中でともかくも黒字決算となったのは9,000万円の財政調整基金からの繰り入れによるものだと思います。国民皆保険のセーフティネットとしての役割を果たす国民健康保険制度を存続させるためには、医療保険制度全般にわたる見直しや医療費の適正化が必要なことは言うまでもなく、また、市税等をその財源とする一般会計からの繰入金にはおのずから限界があることも事実ではありますが、実態から見ますと繰入金による財政支援も必要不可欠なものと考えます。

しかしながら、全国的に国民健康保険税の徴収率が低下する中、現年度分の徴収率94.04%を確保され、県下でも上位の徴収率となっており、その収納対策は十分評価に値するものと考えます。

なお、後期高齢者医療制度の廃止や国保の広域化に向けての議論が進められていますが、これらの国保財政に与える影響についてはプラス・マイナス両面が考えられますので慎重な対応をお願いしておきたいと思えます。

いずれにいたしましても、本市国保事業の長期安定化及び健全化のため、今後とも引き続き医療費適正化等により歳出の抑制を図るとともに、保険税徴収率の向上による歳入の確保に努めるなど、より一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして、議第76号の賛成討論とさせていただきます。議員各位のご賛同、よろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木市朗君） 次に、第14番、丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） 14番、丸山敬二です。ただいま議題となっております議第77号、平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月1日から施行されており、当初は制度そのものに対する理解が困難など混乱はありましたが、制度2年目の昨年度は混乱も見受けられず安定した制度運営がなされているものと評価しております。

この医療保険制度は滋賀県後期高齢者医療広域連合が運営をしており、本市の後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、保険料徴収に関する事務及び申請や届け出の受付、各種相談等の業務について行ったものであります。保険料の徴収率につきましては、平成21年度分は全体で99.66%、普通徴収でも98.96%と県平均を上回っており、平成20年度決算と比較しても全体分で0.14%の増、普通徴収では0.42%の増と、

わずかではありますが上昇をしております。また、滞納額も平成20年度は120万29円であったものが21年度は88万9,858円と減少しており、収納率の確保にもきめ細かな対応ができた結果であると評価をいたしております。申すまでもなく、保険料の適正な徴収は負担の公平性を確保するために不可欠なものであり、今後も高い収納率の確保に努められるよう希望するものであります。

また、現在国においては高齢者医療のあり方について平成25年4月の新制度開始へ向けた議論がされているところでありますが、いずれにしましても、だれもが安心して医療が受けられる制度の確立を願うところであり、同時に制度変更に伴う大混乱が再び生じないように希望するところであります。

以上、平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する私の賛成討論といたします。

議長（鈴木市朗君） 以上で、通告による討論を終結いたします。

これより、議第66号から議第86号まで、及び議第90号の各議案について順次採決いたします。

まず、議第66号及び議第75号から議第77号までの議案4件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案4件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第66号及び議第75号から議第77号までの議案4件については、各常任委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第67号から議第74号まで、及び議第78号から議第86号まで、並びに議第90号の議案18件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案18件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

（全員起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第67号から議第74号まで、及び議第78号から議第86号まで、並びに議第90号の議案18件は、各常任委員長の報告のとおり決しました。

(日程第 4)

議長 (鈴木市朗君) 日程第 4、発議第 3 号及び発議第 4 号、野洲市議会基本条例他 1 件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

第 16 番、三和郁子君。

16 番 (三和郁子君) 16 番、三和郁子でございます。発議第 3 号、野洲市議会基本条例及び発議第 4 号、野洲市議会議員政治倫理条例の 2 議案について提案理由の説明を申し上げます。

初めに発議第 3 号、野洲市議会基本条例につきましては、野洲市のさらなる発展に向けて野洲市議会がその役割を適切に果たしていくために議会運営の理念、制度及び原則を明らかにしようとするものです。議会基本条例の基本的な方向は、真に市民を代表し得る議会づくりに向け、公正透明な議会づくりを行うとともに積極的な市民参加を推進することで多くの市民の皆さんとの意見交換を交えて多様なご意見を把握することを機軸に据えております。さらに、多様なご意見を踏まえて議員同士が自由闊達な議論を交わし、市議会としての意見を集約していくことでより市民本位の立場で政策の決定、政策の提案、提言を積極的に行い、活動を精力的にかつ継続的に行っていくに当たり、最も根幹となる基盤としてこの議会基本条例を提案するものです。

次に発議第 4 号、野洲市議会議員政治倫理条例についてですが、議会基本条例の機軸に据えております市政の情報公開及び市民参加のまちづくりを推進することを原則として、市民に身近な議会づくりは私たち議員に対する市民の皆さんからのゆるぎない信頼があって初めて実現できるものです。そのために私たち議員は高い倫理観と深い見識によってみずから考える明確な政治倫理基準に基づき、誇りと自信を持って市政を担いながら市民の皆様説明責任を果たしていくことがこれまで以上に必要になってまいります。

このような認識のもと、私たち議員と市民の皆様との間に新たな信頼関係を築く基盤として市議会議員政治倫理条例を提案いたします。

以上、提案内容の概略を申し上げましたが、以上の 2 議案につきましては平成 21 年 1 月の議長就任時に新たな議会づくりに向け、新たな議会制度改革が表明されたことに端を発するものです。その後、具体的には平成 22 年 2 月に 5 会派から選出された 5 人の委員で構成される議会改革推進研究会が設置されたことが本日の提案に至るさまざまな取り組みの第一歩となりました。

以来、研究会では2月から5回の会議を開催するとともにシンクタンクの東京財団から講師を迎えて講演を開催し、本条例案については一定の評価をいただきました。また、調査研究と具体的検討を積み重ねるとともに議会運営委員会、全員協議会で議員各位に適宜報告を申し上げ、確認しつつ進めてまいりました。

さらに6月定例会開会日の5月31日には全員による議会改革特別委員会が設置され、以降15回の会議を開催するとともに素案を作成をいたしました。7月27日、29日には市民説明会を開催、7月28日には素案に対して理事者との意見交換を行いました。また、8月にはパブリックコメントを実施し、意見集約を図りました。このように市民に開かれた議会として議会や議員のあり方、市民、市長との関係などの基本的な事項を定め、その合議制の機関として特性を生かし、市長と緊張関係を維持する中で競い合い、協力しながら市民福祉の向上のために全力を上げて市民の信託にこたえるため、第9章第25条からなる議会基本条例と議員政治倫理条例が全議員の総意により最終的に提案化でき、本日の提案に至ったものと受けとめております。

議会運営における規範的事項を定める本条例の制定が本市議会の活性化のゴールでなく、二元代表制のもと引き続き議会活性化の推進に取り組む本市議会の新たなスタートラインとしてこれまで以上に私たち議員が選挙によって選ばれた市民の代表者であることを基本原則に立ち、民意が市政に反映されているのかを常に考え、行動していくことを表明し、議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木市朗君） それでは、ただいま議題となっております発議第3号及び発議第4号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） ご質疑が無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号及び発議第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号及び発議第4号については委員会付託を省略することに決定しました。

次に、発議第3号及び発議第4号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) 討論が無いようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより順次採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号、野洲市議会基本条例は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

(全員起立)

議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号、野洲市議会議員政治倫理条例は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。再開を2時といたします。

(午後1時55分 休憩)

(午後2時00分 再開)

議長(鈴木市朗君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。委任専決第5号及び意見書第14号から意見書第20号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、委任専決第5号及び意見書第14号から意見書第20号までを日程に追加し議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

議長(鈴木市朗君) 追加日程第1、委任専決第5号、損害賠償の額を定めることについて市長より報告を求めます。

市長。

市長(山仲善彰君) それでは、委任専決第5号、損害賠償の額を定めることについてご説明を申し上げます。

平成22年7月1日、介護老人保健施設寿々はうすにおいて発生した当該施設への公用

自動車の接触事故に対し、市の賠償額を63万円と定めるものであり、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により、専決処分したものを、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上、よろしく願います。

(追加日程第2)

議長(鈴木市朗君) 追加日程第2、意見書第14号から意見書第20号まで、政党助成金の廃止を求める意見書案他6件を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

まず、意見書第14号及び意見書第15号について、第3番、小菅六雄君。

3番(小菅六雄君) それでは、意見書第14号、政党助成金の廃止を求める意見書(案)について説明を行います。意見書案をごらんいただきたいと思います。

1999年から国民の税金を財源とした政党助成制度が導入されました。導入以来、毎年300億円を超える税金が交付され、交付合計額はこの15年間で約4,719億円にもなります。そもそも政党助成制度導入の主旨は政治の浄化であります。今日においても政治と金の問題、国会議員が関与する事件は後を絶ちません。また、1995年1月改正の政治資金規制法では法律施行5年後に寄附のあり方について見直しを規定しましたが、これは2000年からの企業団体献金の禁止を意味するものであります。

現在、長期の経済不況のもと、多くの国民は給与の大幅減額や失業、企業では規模の縮小や倒産など厳しい経済環境下に置かれています。このような社会経済環境下のもとで国会も議員定数や歳費のあり方について議論がされておりますが、年間300億円を超える政党交付金と比べればそれらは余りにも少額であり、抜本的な改革とはなりません。今必要なことは、国の財政状況が厳しいというのであれば政党助成金を直ちに廃止し、その財源を経済不況で苦しんでいる国民の生活に役立つ施策への財源とすべきです。よって、政党助成金を廃止することを強く求めます。

以上が主旨であります。ご賛同よろしく願います。

続きまして、意見書第15号、鳥獣被害防止総合対策交付金の復活充実を求める意見書(案)について提案説明を行います。

近年、野生鳥獣による農林作物に対する被害が増大し、深刻な事態となっております。本市においても農家の連携のもと、被害防止対策や有害鳥獣としての捕獲対策を実施しているところであります。このような鳥獣被害防止対策として政府は2007年特別措置法を

設け、被害防止活動への支援や侵入防止柵の整備などの被害防止計画策定自治体に対して鳥獣被害防止対策交付金を交付してきました。ところが、昨年秋の事業仕分けでは鳥獣被害防止対策は国ではなく自治体が責任を持つべきとされ、今年度の鳥獣被害防止対策交付金が大きく削減されました。これに対して農家及び自治体から農林作物の被害拡大の懸念の声と予算増額を求める強い声が出ています。よって、削減された交付金を直ちに復活されるとともに、来年度以降の制度存続を強く要望します。

以上でございます。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木市朗君） 次に、意見書第16号及び意見書第17号について、第2番、野並享子君。

2番（野並享子君） 意見書第16号、国民健康保険税（料）の減額制度の拡充を求める意見書（案）につきまして主旨説明を行います。

非自発的離職者に対する国民健康保険税の減額制度が2010年から実施されました。野洲市では今議会において4月にさかのぼって国民健康保険税条例の一部改正が専決処分されました。言うまでもなく、国民健康保険税は前年度所得で課税されるため、現在の非自発的離職者だけではなく、雇用契約満了による離職者も同様に収入がゼロになります。半年契約や請負という形で無権利な状況になっています。県内でもダイキンで9月末とか10月末とかで契約切れの労働者もおられ、深刻な状況であります。このような方に対しても国保税の減免をしていく必要があります。また、急激な売上減少で所得の減少が生じている自営業者も同様に必要であります。野洲市では減免制度はありますが、収入が前年に比べ半分以上落ち込んだ人にしか適応できないためにそれ以外の人は減免されません。また、市単独の減免制度であるため、財政的に厳しい地方自治体では窮状は認識しても拡大が図れないというような状況です。収入減少の場合、次年度の国保税は下がるものの当年度の国保税の支払いは過酷な状況で滞納せざるを得ない実態もあります。依然として景気は悪く、リーマンショックと最近の円高によりますます厳しいものがあります。

よって、国民健康保険税（料）の減額制度の拡充を求め、以下の点を強く求めます。

1、雇用契約満了による離職者に対する減額制度の実施。

1、自営業者の収入減少に対する減額制度の実施。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するということで、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

次に、意見書第17号、30人学級の早期実施を求める意見書（案）について主旨説明

を行います。

文部科学省の中央教育審議会分科会は7月26日、学級規模の引き下げを求める提言を公表しました。また、8月27日、2011年度から6カ年計画で小学校、中学校の35人学級、2017年度から2カ年計画で小学1、2年生の30人学級を推進する実施計画を明らかにしました。30年ぶりに40人学級から35人、30人学級にすることであり、一歩前進であります。これは長年にわたる国民及び教育関係者の強い願いにこたえたものであります。子どもの豊かな教育条件を準備することは豊かな未来を築くこととなります。文科省が実施した意見募集でも8割以上の方が学級規模を26人から30人以下と答えていました。学習の面でも授業中の発言の機会も多くなり、一人一人の学習のつまずきを丁寧に指導することができます。生活面から見ても貧困の広がりや社会の変容の中で深刻な悩みを抱える子どもが増えています。また、発達障害や外国人の子どもなど特別な支援もふえています。小学校1、2年生のみならず、中学3年生は進路指導などもあり、規模の縮小は緊急に求められています。

よって、学級規模の縮小は緊急の課題であり、実施計画における小中学校の学級編成の規模は35人でなく30人とし、計画を前倒しにして来年度以降順次予算化し、早期の実施を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しますということで、議員各位の賛同を賜りますようお願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 次に、意見書第18号について、第15番、西本俊吉君。

15番（西本俊吉君） 15番、西本です。総合的な交通体系の構築による公共交通機関への支援を求める意見書（案）についてご提案申し上げます。

政府は高速道路の新料金制度問題で一部区間について無料化を行い、社会実験を始めた。しかし、この実験については受益者負担という基本的なことは考慮せず、安易に無料化をしているものであり、実験結果等に基づき無料化区間の拡大や安価な料金設定がとられれば、JRやバス、フェリー等公共交通との適切な役割分担を損ねるばかりではなく、我が国の交通体系の崩壊につながる危険性がある。

さらには、公共交通機関の経営悪化を招き、地域の交通網が縮小することとなり、地域温暖化対策にも逆行するものである。交通基本法精神では自家用の交通手段と公共の交通手段の最適な組み合わせ、ベストミックスの再構築と地球温暖化の原因となっているCO₂排出について憂慮する内容が盛り込まれている。

政府は高速道路の無料化を段階的に進めるとしているが、交通基本法に基づいて総合的な交通体系の構築を前提とすべきであり、今回進めている道路政策によって影響を受ける公共交通機関に対してはその維持、存続のために公的支援策を同時に講ずるべきである。また、JRの安全施策への指導支援への強化を行い、我が国を代表する安心安全の交通機関のため、独立法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益過剰金の投入も検討すべきである。

よって、国におかれては平成23年度予算編成において公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築に向け、下記事項を実施されるよう強く要望する。

1、自家用自動車のみずから運転することができない高齢者や学生等の交通弱者の移動手段を確保するために公共交通機関の整備を図ること。

2、公共交通機関の安定的な運用と高速道路の料金引き下げが可能となる総合的な交通体系の構築を図ること。

3、高速道路と競合し、影響を受けるJRやフェリー、バス等の公共交通機関に対しては減収補てんを含め、事業者の実情を踏まえた支援を講じること。

4、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の持つ利益過剰金については、国庫に返納されることなく、JR各社の安全施策への支援及びJR3当該社及びJR貨物の財務基盤の安定化や収益基盤の強化のため有効活用できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員各位におかれましては主旨ご理解の上、ご賛同を賜るようよろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。

（午後2時17分 休憩）

（午後2時18分 再開）

議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

15番（西本俊吉君） ただいまの意見書提案中に発言いたしました中で、用語の用い方等について若干修正させていただきます。

「わがこく」と申し上げましたが、「わがくに」と読むのが正しいものであり、なおかつ下段から2行目にかけて「利益剰余金」に訂正させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（鈴木市朗君） 次に、意見書第19号について、第5番、内田聡史君。

5番（内田聡史君） 5番、内田聡史です。ただいま議題になっております意見書第1

9号につきまして主旨説明をさせていただきます。

地域主権改革の推進を求める意見書（案）について、地域主権改革の第一歩である地域主権改革関連3法案は前国会において継続審議となっております。また、去る6月に閣議決定された地域主権戦略大綱においては地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な方針が示されているところであります。この法案に盛り込まれている国と地方の協議の場の法制化は地方6団体がかねてから求めてきたものであり、高く評価できるが、義務づけ、枠づけの見直しは地方分権改革推進委員会の勧告で示された見直しの一部にとどまっており、不十分なものと言わざるを得ません。地域主権改革の目的は、地方がみずからの判断と責任のもとで行財政運営を行うことができる仕組みを構築し、地域の個性を生かし活力に満ちた地域社会を実現することであり、その強力な推進が必要であると考えます。

よって、国においては地域主権改革の推進のため、下記事項を実現されるよう、強く要望いたします。

記

1、地域主権改革関連3法案の早期成立。地域主権改革推進関連3法案の早期成立を図ること。

2、国と地方の役割分担の見直しと都道府県から市への権限委譲。国と地方の役割分担を見直し、国から地方に事務、権限及び財源を一体的に移譲すること、また補完性・近接性の原理に基づき、住民に身近な行政を担う基礎自治体への事務、権限及び財源の移譲を推進することとし、当面地方分権改革推進委員会の勧告どおり都道府県から市への権限移譲を行うこと。

3、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大。地方自治体の自由度を高め、条例制定権の拡大を図るため国による義務づけ、枠づけ及び関与の廃止、縮小を行うこととし、少なくとも地方分権改革推進委員会の勧告に基づく見直し条項については勧告どおり見直すこと。

4、国の出先機関の廃止、縮小。国の出先機関の廃止、縮小により、国と地方の二重行政を解消し、国、地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。よろしく願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 次に、意見書第20号について、第8番、梶山幾世君。

8番（梶山幾世君） 8番、梶山幾世でございます。家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイント制度の延長を求める意見書（案）につきまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

家電エコポイント制度及び住宅エコポイント制度が本年末までに終了することを受け、消費者や経済界から再延長及び延長を求める声も出ております。この2つの制度は地球温暖化対策を進め、環境負荷の少ない低炭素社会への転換を図りながら景気刺激策として経済の活性化にも大きな効果を発揮しております。本年度後半には景気対策の効果が薄れてくることが想定されております。現状では景気はいまだ自立回復の軌道に乗っているとは言えません。政府におかれましては景気回復に向けて重要な局面に差しかかっていることを十分に認識し、今後も経済の押し上げ効果がある家電エコポイント制度の再延長と住宅エコポイント制度の延長を行うよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。議員各位のご賛同をどうかよろしくお願いいたします。

議長（鈴木市朗君） これより、ただいま議題となっております意見書第14号から意見書第20号までについて質疑を行います。

暫時休憩いたします。再開を2時30分といたします。

（午後2時24分 休憩）

（午後2時31分 再開）

議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、順次発言を許します。まず、第16番、三和郁子君。

16番（三和郁子君） 政党助成金の廃止を求める意見書について小菅議員に質問をいたします。

1990年、これ平成2年ですけれども、政府のほうで第8次選挙制度審議会答申、これに基づいて制定されたのが政党助成法でございますけれども、このときロッキード事件とかリクルート事件、こういう事件がございましたね。

ここで市民の目線でなぜという疑問の中でお尋ねしたいんですが、小菅議員が支援しております政党は当初からこの助成金交付を受けておられないと聞き及んでおります。他の党は交付金を受けておりますけれども、これは15年経過しております。この意見書の中にも15年間で約4,719億円というふうに意見書にも書いておられますけれども、この15年経過されてどのようにこれを分析されておられるのか、まず1点。

そしてもう1点ですが、もう本当に簡単な質問で失礼ですけども、なぜ申請しないのでしょうか。これ私の調査では、交付金の申請をしたらこの制度を認めたことになるからというふうに認識しておりますが、ほかに理由がございますでしょうか。この2点をお尋ねいたします。

議長（鈴木市朗君） 第3番、小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） それでは、三和さんの質問にお答えしたいと思います。

それで、どう考えるかということではありますが、私ども日本共産党であります、例えば政党として活動資金ですね、3点からなっていますが、例えば1点目では全国約40万人の党員がいてその党費ですね、政治活動資金。2点目はいわゆる事業活動、機関紙などの収入でありまして、3点目は今回問題になると思います収入の大半を占めておりますが、いわゆる寄附金、個人献金であります。我が党の場合、この3点がいわゆる政治活動資金なんです、ご承知のように共産党の場合は企業献金、団体献金は一切受けておりません。献金は先ほど言いましたように市民、国民の皆さんの個人献金に限っています。つまり、薄く広く国民、市民の皆さんから献金を受ける、これが財政活動の基本としていきます。ですから、政党助成金をもらわずこの15年間やっているわけでありまして、だからといって決して余裕のある財政ではありませんが、党としてはこういう基本になっていきます。

それで、その点、先ほど言われましたように、多くの政党は企業献金や政党助成金がいわゆる政党活動の多くを占めておりますよね。つまりこの基本的な考えなんですけども、政党の活動資金が企業献金や政党助成金を中心になると、やはり政治の軸足が国民の目線からかけ離れると思うんですよね。同時に昨今の金権腐敗の事件といいますか、そういう温床にもなると思いますので、そういう意味でこの15年間、我が党の場合は政党助成金を受け取っておりません。そこが他の政党の違いかなと思ったりしております。

それで、なぜ拒否しているのか、助成金を申請しないのかと、そういうお尋ねではありますが、今申しましたことも含めてではありますが、1点目は、まず国民の皆さんはどの政党を支持するかしないかは当然個人の自由でありますよね。そういう意味では政党助成金制度は支持をしていない政党にも結果的に献金を強制することにつながると思うんですよね。各種の世論調査でもどの政党も支持しないという人も一定おいでなんですよね。そういう人も含めて納めた税金から政党助成金という形で流れるということは憲法そのものの思想信条の立場から相反するのではないかと思います。

それと2点目は、仮に憲法違反かどうかというのは憲法学者によって議論が分かれるかもしれませんが、それは横に置いたとしても、やはり政治のあり方は、いわゆる近代政治におきましては本来政党の活動のあり方から見ましてどうあるべきかという問題を考える必要があると思うんですけども、本来政党は主義主張を同じくする人が政党を結成しますよね。その政党は主義主張実現のため国民の皆さんと結びついてその主義主張の実現を目指すわけでありますが、これは地方でも国政でも同じだと思うわけなんですけども、この立場から考えますと、市民、国民とともに国政や地方政治をチェックして、なおかつ市民の皆さんの、国民の皆さんの願い、要求を実現する上でチェックされる側の国から政党の活動費用をもらうというのは、私は政党としての自主性といいますか、独立性というか、これを否定することにつながるとお思いますので、そういう意味からも共産党の場合は申請をしております。

そういうことで拒否しておりますが、三和さんもお承知やと思うんですけども、現在の政党助成金制度は所属国会議員が5名以上で直近の国政選挙で2%以上の得票率の要件を満たせば、国民1人250円、今で言うならば総額約320億円ですが、所属国会議員数と直近の国政選挙の得票率の割合に比例して配分される、こういうわけなんですけども、それで、助成金は交付要件を満たす政党が交付申請を行うわけでありますが、しかし、申請した政党だけで交付金総額、今で言うなら320億円が配分されます。そういう意味では、共産党の場合は申請そのものをしていないので、いわゆる共産党の分はその他の政党に交付されているという制度矛盾もあるわけなんです。

それでは政党助成金反対なら申請をした後、その後辞退したら共産党の分は国庫に返納されるので、一たん申請してその後辞退したらいいではないかというご意見もたくさんいただきます、正直な話。しかし、先ほど申し上げましたように、政党助成金そのものが反対しております、申請行為そのものがやはり制度を認めたことになるので申請をいたしません。これは、そういう意味では残念な制度矛盾かも知れませんが、ご理解いただきたいですし、ですから根本的には制度矛盾というよりもやはり廃止が根本問題だと思います。

例えば、近年イタリアでは1993年に政党助成金を廃止されたんですね。それで、リビアという国も2008年、2年前に政党助成金を廃止されたんですね。その廃止理由は、国民の税金は本来教育や医療などの国民のために使うべき、しかも国民の多くが貧困に苦しんでいるときに政党が税金を食いつぶすのは許されない、そういう理由で政党助成

金を廃止されたんですね、ポリビアでは。

そういうことやら含めまして、本当に政党助成金そのものがいいのかどうかという根本問題と同時に、今こういう時期、本当に大切な税金は国民のために使うべきだと、そういう意味から、お尋ねについて当たっているかどうかわからないんですけども、そういう立場でこの意見書を提案させていただいたのでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鈴木市朗君） 次に、第2番、野並享子君。

2番（野並享子君） 地域主権改革の推進を求める意見書（案）について質疑を行います。

平成19年4月に、これまでの自民公明政府によりまして地方分権改革推進法が施行され、内閣政府の任命により7名の委員でもって地方分権改革推進委員会が設置されました。安倍総理に基本的な考え、福田総理に第一次勧告、麻生総理に第二次勧告、鳩山総理に第三次、第四次勧告を平成21年11月9日に手渡し、自民党政府から民主党政府に引き継がれてきました。第四次勧告を受けて平成21年11月17日に地域主権戦略会議が閣議決定され、内閣府に設置されました。議長は内閣総理大臣であります。その他、各大臣が列挙されています。平成22年3月3日に課題別担当主査の指名を行い、同日に原口プランの行程表が出され、皆さんのお手元に配付しておりますと思いますが、その原口プランの行程表が出され、4月28日地域主権改革関連3法案は参議院で可決されました。衆議院に送られましたが、参議院選挙前に審議未了となって、今、継続審議となっております。

今、議題となっております意見書の中身について質問したいと思います。

第1点目は、地域主権改革関連3法案は国会で今、継続審議となっておりますが、今回3法案の早期成立を図ることとなっておりますが、基本的な点でお尋ねします。3法案のそれぞれで何を改革するのかお答えをお願いいたします。

2点目は、3法案の1つに地方自治法の改正がありますが、総務省が6月22日に地域主権戦略大綱を閣議決定し、来年の通常国会に提案する考えであります。その第1点目といたしまして、地方自治法の一部を改正し議会と首長のあり方の二代表制を変えていく内容があります。議会が首長の行政執行の事前段階から責任を持つのか、それとも事後に関与すべきかいずれかを選択するようにするということにしています。前者の事前段階から責任を持つということは、議員が副市長に入るなど、そういう形になりまして監視機能が弱体します。また、後者の事後関与ということになれば企画立案機能や予算の承認など

議会の役割を低下させチェック機能が果たせなくなります。2005年に民主党が憲法提案で憲法を改定し地方自治体が二元代表制を選択することを提起している、そういう背景がありますが、今回の意見書を上げればこの点も含めて認めるということになります。野洲市議会のそれが総意でありますのでしょうか。この点をお尋ねいたします。

2つ目、地方自治法における議員定数の上限撤廃も出されております。今でも定数より少なくしている中で上限が撤廃されれば市民の声を遠ざけ議会を弱体化することになると思いますが、いかがでしょうか。

3つ目に、現行の監査委員や外部審査について廃止を含め見直し、自治体から独立した外部監査を提起しています。会計制度についても自治体と根本的に違う株式会社の財務会計制度に倣う方向を出しています。これなども野洲市議会で求めている内容ではありませんが、3法案の早期成立ということはこのようなことも一気に進めるということになってますが、どうなのでしょう。

次に、意見書の第2点目に、国から地方に事務、権限及び財源を一体的に移譲するということになっています。当面地方分権改革推進委員会の勧告どおり見直すことと言われてますが、例えばどのようなことなのでしょう。お尋ねいたします。

意見書の3点目に、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大が出されています。国民生活を守るために定めた最低基準の緩和や撤廃を進める内容です。既に約370項目の緩和や撤廃を行い、さらに121条項の義務づけを見直すこととなっています。その中には保育所の設備や運営の最低基準を自治体任せにすることや、特別養護老人ホームやグループホームの設備や運営に関する基準を条例で委任をしていく、公営住宅の整備基準と入所資格基準も自治体任せにするということになっています。これまでも基準の緩和で保育所の定員も関係なく入所できるようにしてきました。特老の個室の面積も8畳から6畳に引き下げる方向であり、国の基準をどんどん引き下げて国の責任を果たさずにこれを地方自治体に任せていけば自治体間の格差が生まれてきます。このような問題についてはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

意見書の4点目に、国の出先機関の廃止、縮小が出されていますが、どのような出先機関なのでしょう。お尋ねいたします。

議長（鈴木市朗君） 第5番、内田聡史君。

5番（内田聡史君） ただいまご質問いただきました野並議員からのご質問にお答えさせていただきます。

野並議員からの質問ということで大変緊張しておりますので、それにお聞きいただいている点が多岐にわたりますので、時間を要しながらご説明をさせていただきたいと思いません。

まず1点目に地域主権改革関連3法案とはどういったものかというご質問でございますが、地域主権改革は明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換する改革であり、国と地方公共団体の関係を国が地方に優越する上下関係から対等の立場で対話できる新しいパートナーシップへの関係へと根本的に転換するものであります。

3法案の1点目に地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案でございます。中身は国が法令で自治体の仕事を縛る義務づけ、枠づけを見直すものであります。2番目に国と地方の協議の場に関する法律案でございます。これは地方に影響を及ぼす国の政策について閣僚と自治体側が話し合う国と地方の協議の場の設置法案であり、政策の企画立案段階から国と地方が話し合うことで地域主権の推進を図るものとしております。3つ目に地方自治法の一部を改正する法律案の中身については、地方議会の議員定数上限撤廃などを盛り込んだ地方自治法の改正案でございます。

2点目ではありますが、二元代表制の件でございますが、日本国憲法第93条は議事機関として議会を設置すること、長と議会の議員を住民が直接選挙をすることを求めております。この規定は地方公共団体の基本構造として、執行機関として独任制の長、議事機関として合議制の機関を設置し、長と議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙するいわゆる二元代表制を採用しているものでございます。憲法がどのように組織形態を許容しているかについてはさまざまな解釈があり得ますが、伝統的な解釈に沿った二元代表制を前提としつつ、地方自治法が一律に定める現行制度とは異なるどのような組織形態があり得るかを検討していくとの国の見解でございます。

それと、中身ではありますが、橋下知事が常日ごろから唱えられておられます議会内閣制ということになってくるかと思いますが、確かに議会が副市長や部局に入ることによってどちらかがどちらかに懐柔されるような危険性も認識されるわけではありますが、先ほどの野並議員からのご質問にあります選択制にすることを提起しております。また、今回の意見書がイコール二元代表制の崩壊につながるものとは私は認識はいたしておりません。

2つ目の2項目目、地方自治法における議員定数の上限が撤廃されれば市民の声を遠ざけ議会を弱体することになるということでございますが、上限が撤廃されるということでそれがイコール地方自治体、基礎自治体の議員定数削減につながるかと言えば、私はそう

は考えておりません。地方主権の定義からも申しまして地方のことは地方が決める、地域の住民がその判断をしていくということになります。

現在、議員定数の削減、議員報酬の削減などが叫ばれておりますが、これはやはり議会が今までどのような活動をしてきたかが見えない、議員の動きが見えないというようなことが1つの大きな原因だと思っております。今回、先ほども提案され全会一致で可決されましたように議会基本条例が策定されました。議会基本条例により、今後はより一層市民の皆様の声を聞くために議会報告会などを行ってまいります。地域主権改革を行うと同時に議会改革も同時に進めていかなければ真の地域主権改革は進められないものと私は考えております。

そして3番目の現行の監査委員制度でございますが、地方公共団体が住民の信頼を得ながらその役割を果たしていくためには、財務を初めとする事務処理の適正を確保することは必要不可欠であると思っております。監査制度を内部監査と外部監査に再構築し、対処及び観点を制度上明確に区分し、内部監査においては議会の監視機能との役割分担を踏まえた組織形態のあり方、執行機関における内部統制システムの構築等について具体的な制度設計を検討し、外部監査については監査対象から独立性を確保した組織的な外部監査体制の構築について具体的な制度設計を検討します。監査の客観性につきましては、実効性確保のため専門的な知識を有する人材の確保、方策、監査基準の設定について検討を行ってまいります。

4番目の義務づけ、枠づけの廃止でございますが、確かに野並議員がおっしゃられたように、地域間格差、この件につきましては政府の第1回戦略会議の場で原口前総務大臣は、地域主権を進めれば地域格差がかえって広がるという主張もあるが、ある意味ではそのとおりである、間違っただリーダーを選べばそのリーダーを選んだつければ選んだ人に来る、この当たり前のことが行われると発言をしておられます。これは逆に言いますと、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努め、みずからの判断と責任で地域の実情に合った基準の設定、そして適切な施策等を一定水準をベースとして地域の実情に合った各種の行財政サービスが逆に可能になるということ、重点施策に係るそういうサービスに差異が出てくるということになると考えております。

5点目の国の出先機関の廃止、縮小でございますが、政府の地域主権戦略会議におきまして、国の出先機関の廃止、縮小に向けて地方自治体へ移す業務の選別にする仕分けについて国土交通省の地方整備局など8府省の13機関を対象とすることに決めました。これ

により改革論議は8府省を中心として進むこととなります。対象は農林水産省地方農政局など3機関、国交省が地方整備局を含め3機関、厚生労働省がハローワークを所管する都道府県労働局など2機関、ほかに内閣府、総務省、法務省、経済産業省、環境省、各1機関あります。7月28日の地域主権改革戦略会議では具体的な機関名は示されませんでしたので、私のほうからお答えすることはできません。

また、独立行政法人が地方に設けている事務所等を通じて実施している事業についても国の出先機関と同様、地方自治体との二重行政の問題を解消する観点から見直しの検討がされます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） 今、内田議員から答弁をいただきましたが、第1点目にお尋ねいたしました、3つの法案でそれぞれ何を改革するのですかということをお尋ねをしたんですけども、それぞれ説明されただけでありました。3つの法案というのは皆さんにお渡ししています原口プランのところで出されていますこの紫の部分ですね。ここの紫の部分の関連法案、法案、法案、法制化となつてまして、直轄事業負担の廃止、地方政府基本法の制定ということで地方自治法の抜本見直し、国、地方の協議の場の法制化と、この3つが今法案として継続審議になっているんですけども、この3つのうちのまず国、地方の協議の法制化ということに関しまして、このときは原口総務大臣ですが、今片山善博総務大臣になってますね、内閣改造の中で。この片山さんが以前におっしゃってたんですけども、この国と地方の協議の場に関する法案は制定しないほうがいいということをおっしゃっているんです。その方が今大臣になられているんです。それがどういうふうひっくり返るのかちょっとわかりませんが、そういうような今は内閣であつて、この枠づけとかいろいろのいろいろなことがあるので、一番やらんならんのが子どもや高齢者、障がい者など弱い立場の人がますます脇に追いやられるようなことになりかねないから、まず住民自治を強化することが最も大切だということをおっしゃっているんです。

ですから、まずこの1つの法案でも今、中が割れているような状況ではないかと思いますし、地方自治法の改正ということに関しましても、これも私が言いましたように定数の上限の撤廃、これだけで削減になるとは考えていないとおっしゃいましたけども、この後ずっと、いろいろその後の議論なりいろいろな形を聞きますと、今の郡市単位の県会議員選挙、そういうふうなもの全部見直してしまつて、小選挙区制にしていくというようなこと

もこの中で議論もされているということですから、定数削減だけでなく本当に地方議会そのものも民意が反映されないような事態になっていく。

それで、今言われた大阪の橋下知事ですね、この方がおっしゃっているのは近畿、関西を広域化してという形で本当に道州制に道を開いていく、そういうような一里塚の方向がこの部分に含まれていってますので、本当に今これを野洲として決議を上げていくということに対して市民の中の合意ができているだろうか、そういうまだ至っていないとしたら意見書として上げていくのはいかがなものか、そこまで認識をされてこの文章を出されているのかどうかという点をお尋ねしたいと思います。

いろいろ義務づけ、枠づけの部分におきましても、本当にこれ、今原口大臣が言われた間違っただリーダーを選べばそのつけは選んだ人に来るのが当たり前ということを公然と言っておられますから、これは本当に格差がどんどん広がっていく。地域主権ということで、この片山さんがおっしゃるように子どもや高齢者やということの部分はずっと押し進めていく自治体ならばいいんですけども、そうじゃない、全く開発優先で行く首長になれば、もうこれはとんでもない方向に行ってしまうという。規制緩和をどんどんやっていく、保育所も押し込めていくというふうなことになってしまいますので、そういった面が非常に危険な方向やなということで、国がやらなければならない最低基準を放棄してしまう、ここが大きな問題やというふうに思います。やっぱり憲法25条の生存権に基づいた基準というのは国が定めていって、それよりも上乘せしたところに対してペナルティーをかけるということをやめさすということできべきであって、今はいいことをすればペナルティーをかけるということが国からあるので、そこが大きな問題やと思うんです。けど最低基準のラインというのは、私は国がきちっと決めんとだめだというふうに思います。

そういう意味では、ここの部分の意見書の中身もこのままでは私はちょっと住民の合意が得られないというふうに思いますがいかがでしょうか。

最後の出先機関の廃止縮小なのですが、いろいろハローワークの問題とか言われてますが、国土工事事務所の廃止とか、けどもそういった部分で廃止をされれば県が仕事を負う、残り市町村が負うというふうな形になって、国からのお金がきっちりとつければいいんですけども、仕事だけは下におろしてお金が見つからないというのは、三位一体改革がそうだったんですね。3つそれぞれ3方向で痛みを分かち合うと言うて、結局あれは一番地方自治体が補助金を削られ、交付税を削られという形で地方自治体があれば全国的に本当は大変になったんです、三位一体改革は。だから、今回このような形で国が廃止縮小ということ

を言ってちゃんとお金を地方自治体のほうにおろしてきてくれるんだったらいいんですけども、廃止だけしたら本当に末端の地方自治体は私は大変な事態になると思います。

道路の問題にしても、国道をそしたら市町村がやることができないでしょう。区切って区切っていかんならん、そしたら県がやる。そしたら県がやるとしたら国からのお金がないと私はできないと思います。また県の道路と市の道路、市民からとったら県道であろうと市道であろうと同じやから両方とでやってほしい、どこであってもやってほしいというふうに思われても、けども県かてお金がないような状況で、今県道の草がぼうぼうというようなところとかいっぱいありますね。

ですから、こういった形で出先機関をどんどん下に下になって廃止をしていくということは国はお金を削っていききたいという、ここだけが出発。三位一体改革も結局そうでした。ですから、今回のこの地域主権改革という中身は、結局国のお金をどうやって減らすか、どうやって地方自治体にやらせていくかというのが基本にあって、国の責任を放棄していくような内容であろうかと思しますので、この4点目の出先機関の廃止縮小というのも、今はっきりとした予算をどうつけていくとかいうふうなこともない中で早く進めよというような意見というのは、これもいかがなものかと思いますが、見解を求めます。

議長（鈴木市朗君） 内田議員。

5番（内田聡史君） ただいま野並議員がおっしゃられましたご質問にお答えをさせていただきます。

野並議員がご指摘される懸念はごもっともでございます。国が決めている基準が100であれば地方の裁量によって105にも95にもしていけるわけでありまして。またこの執行部側もこういった条例を議会に提案する際にはその理由を説明することが必要ですし、議会のほうでもそれに納得し議決する場合には意思決定機関として対外的に説明をする場面がありますので、地方議会の場でしっかりと議論をしていけばいいと私は考えております。

先ほど野並議員が示していただきました原口プランであります。先ほどの片山現総務大臣がこの原口プランに対して異を唱えているとのことでございますが、片山知事はもと鳥取県知事で改革派知事として知られてましたし、増田前知事や北川前知事と同じく改革派の知事で有名でありました。この方の地方分権論というのを私も勉強させていただきました。今の政府主導のこの原口プランを押し進めるには問題があると言っておられるようですが、市長会を初め知事会、議長会が求めております国と地方の協議の場の法制

化、そしてこれが施行されずと随時開催とあります。今ご懸念されているようなことを政府と地方6団体がしっかりと議論していくことによりまして解決していけると私は思っております。

その意味からも、この意見書の中にあります地域主権改革の推進を早期に実現されるよう求めるものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。簡単明瞭にお願いします。

2番（野並享子君） 内田議員の私の質問に対しての今の答弁はかなり違うところの話であったと思います。今の話でいくと、出された意見書、地域主権改革推進を求める意見書というこの中身そのものが浮かび上がる状況ではなく、大きく問題を抱えているという、そのようなニュアンスも受け取れました。

来年の通常国会に提出をするということで準備が進められているわけですが、内閣も改造されてこれがどういう方向に行くのか、継続審議になってますから審議が進んでいくのではないかと思いますけども、地方からこれをどんどん押し進めてほしいというような意見書は、今現在出すべきではないということだけをはっきり申し上げて私は反対をさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。

（午後3時16分 休憩）

（午後3時20分 再開）

議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

5番、内田聡史君。

5番（内田聡史君） ただいまの野並議員のご質問に説明でお答えをさせていただきます。

この件に関しましては政党間の考えの相違であると私も考えております。

また、この意見書では国から地方に事務権限だけではなく財源を一体的に移譲することを求めていますので、今回の議会で意見書を採択していただきまして国のほうへ上げるには大きな意味があると思います。

また、すべての項目で今後検討されるということが多くございます。この審議の状況をしっかりと注視しながら適切な時期にまた適切な意見書を野洲市議会で上げていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 次に、第15番、西本俊吉君。

15番（西本俊吉君） 15番、西本俊吉でございます。意見書第20号、家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイントの延長を求める意見書に対して若干お尋ねいたしたいと思います。

本意見書に関しましては、現在国において制度化の見直し、いわば期間の延長等が議論され制度化される方向であります。地球温暖化防止対策面からその効果が十分にあらわれる商品等に焦点を絞り込み、制度を継続しようとする内容であるが、今回の意見書は、単刀直入にお伺いいたしますが、現在進めている政府見直し、来年3月までの延長等も含めてのそれらを否定されるものであるのか、または肯定されての意見書と解すべきか、この辺単刀直入に伺いますので、明解なご回答をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（鈴木市朗君） 第8番、梶山幾世君。

8番（梶山幾世君） それでは、西本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の意見書、政府が進めている見直し案を否定するのかという第1点目のご質問に対しましては、私たち公明党といたしましてもぜひ見直しをしていただいて経済対策の効果を上げていただきたい、そういう思いで今回意見書を出させていただいております。決して見直し案を否定するものでもなく、逆に賛成するものでございます。

今回、国が掲げており、報道されております3カ月延長なんですけども、これは今も西本議員がおっしゃってましたように、省エネ効果の非常に高い5つ星に限るということで今提案されているようでございます。しかし、公明党といたしましては、今のこの円高対策、デフレ脱却に向けた新経済対策を大きく4兆円の規模で経済対策を今回の臨時国会に提案しようというところであります。その中にこの家電エコポイント制度の延長を訴えております。財源もこの2009年度の決算剰余金の8,000億円の中から1,000億円の財源をつぎ込んで、公明党といたしましては今の案は3月までということなんですけども、地デジの完全移行化が7月ということですので、6月まで延長し、その商品も今までどおり4つ星、5つ星も含めて今までの条件を変えないで延長するということを求めるものでございます。

この後の住宅エコポイントの延長等も、今回10月には早速臨時国会が招集されているんな新経済対策とか新たな本当に国民の期待される経済対策が組み込まれていくと思いま

すが、そんな中でぜひこの家電エコポイント制度の再延長と住宅エコポイントの延長を、国民の皆さんが本当に経済活性化につながって安心して生活ができるまでぜひ延長していただきたいと強く求めて意見書を出させていただいたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 以上で通告による質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書第14号から意見書第20号までについては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第14号から意見書第20号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第14号から意見書第20号までについて、討論を行います。討論はございませんか。

（「あり」の声あり）

議長（鈴木市朗君） 討論通告書が提出されましたので、順次発言を許します。既に討論通告書が提出されましたので、この討論通告書どおりに進めてまいりたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。じゃ、討論通告書に従いまして順次指名させていただきます。

まず、第13番、中島一雄君。

13番（中島一雄君） 第13番、中島一雄でございます。私は、ただいま議題となっております意見書第14号、政党助成金の廃止を求める意見書（案）について反対の立場から討論いたします。

政党助成制度は企業団体などから政党への政治資金を制限するかわりに国が政党に対する助成を行うことにより、政党の政治活動の健全な発展を促進し、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的として選挙制度及び政治資金制度の改革と軌を一にして創設された制度であります。

政党助成法には政党助成を行うために当たっての必要な政党の要件、政党の届け出、その他政党助成金に関する手続のほか、政党助成金の使途の報告などについて定められてお

ります。また、政党は政党助成金が国民から徴収され税金その他の貴重な財源でもって賄われているものであることに特に留意し、その責任を自覚しその組織及び運営については民主的かつ公平なものとするとともに国民の信頼にもとることのないように政党助成金を適切に使用しなければならないとしています。

政党助成制度は日本の民主主義を健全に維持するための必要なコストとも言われております。仮に廃止になってもそれにかわる制度をつくることになり、今すべきことは国会議員定数減と合わせて政党助成金あり方検討委員会を立ち上げ、減額見直し等することが現実であります。制度自体を問題にするのではなく、世界一高いと言われる額の企業団体献金の問題とセットでその是非について十分に議論されるべきであり、直ちに廃止とするとの意見書には賛成できません。

以上、反対の討論といたします。よろしく願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 次に、第16番、三和郁子君。

16番（三和郁子君） 16番、三和郁子でございます。政党助成金の廃止を求める意見書について賛成討論をいたします。

1994年、平成6年3月に政党助成法を含む政治改革4法が成立し、所属国会議員数が5人以上の政党に対し、議席と国政選挙の得票に応じて算定される政党助成金交付金が1995年に導入されました。政党助成金は赤ちゃんからお年寄りまで国民1人当たり250円の税金から交付されております。10年1月19日総務省に届け出された8政党の助成金の試算では年間319億4,100万円の税金が年4回、4月、7月、10月、12月に各25%に分けて交付されております。この額はちなみに野洲市の年間予算の約2年分に及びます。政党別では民主党172億9,700万円、自民党103億7,500万円、公明党23億8,900万円、社民党8億6,400万円、国民新党3億9,700万円、みんなの党3億6,100万円、新党日本1億3,500万円、改革クラブ1億2,000万円となっております。

政党助成金には納税者である国民目線に照らして幾つかの不合理や問題点があります。1つには政党助成金の使い道にはほとんど制限がなく、使い道は各政党の自由に任されており、税金の使い道として不合理があります。さらに国民が納める税金を財源としていることから会計帳簿の添え付けを義務づけはしているものの、閲覧についてはコピーが認められず、またオンライン検索もできないなどの問題点もあります。また、資格ある政党の中には思想信条に照らして助成の受け取りを拒否しているケースがありますが、この拒否

分の助成金は他の党が山分けをしているのが実態であります。この他党に上乘せする山分けは政党交付金制度の基本的矛盾を端的にあらわしていて、その姿には全く合理性が認められないものです。

議員の皆さん、奈良県、北海道等の地方議会では政党交付金を直ちに廃止し、その財源を経済不況で苦しんでいる国民の生活に役立つ施策への財源とすることなどと廃止を求める意見書が可決されております。まさにこのことに尽きると思います。財政的に非常事態の国、地方、1円たりとも無駄にすることはできません。国、野洲市の財政を十分知り得る私たち野洲市議会です。地方議会から声を上げていかなければならない時期だと私は痛切に感じております。一人一人の議員が市民の代表者であることを忘れてはなりません。野洲市議会からもぜひ政党助成金の廃止に関する意見書が提出されるよう、議員各位の賛同をお願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 次に、第7番、矢野隆行君。

7番（矢野隆行君） 7番、矢野隆行でございます。国民健康保険の減額制度の拡充を求める意見書（案）第16号に対してまして反対の立場で討論いたします。

皆様もご承知のとおり、現在国民健康保険税の減免は低所得者への軽減策といたしまして応益割の7割軽減など法に基づく税の軽減が図られているほか、今年度から会社の都合により離職を余儀なくされた人に対しまして、届け出により軽減策が設けられておるところでございます。要綱の定めに基づき、収入の減少に起因する減免につきましては現年度所得予想に基づいて判定され、内容は事業の廃止や失業等により当該年度の総所得見込みが前年の所得に対しまして2分の1以下となる見込みで、なおかつ所得見込み額に対しまして保険税額が2割以上となる生活困窮者等を対象として行われておるところでございます。

さらに、真に納税が困難な方に対しましては丁寧な納税相談を行い、納税猶予や分割納付などにより納税者の実情に応じた対応をされています。

この意見書のように減免制度をやむなく拡大していこうということは、不足する保険料の財源を、本市も前回保険料引き上げをされたばかりでございまして、またさらに引き上げるか、もしくは一般財源から繰越金に求める必要が生じてくることとなります。国保加入者以外の方の負担が多くなってくるのが実情でございます。国民健康保険が国民皆保険の保険制度の基盤となるものであり、これからますます高齢化社会を迎えるに当たりまして、その安定した国保運営を図るためにも応益に見合う一定の負担を求める現行制度を維持することが必要であります。

このことから、国民健康保険税の減額制度の拡充を求める意見書に対しまして反対の立場で討論といたします。議員各位のこの反対に対しましての賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木市朗君） 次に、第3番、小菅六雄君

3番（小菅六雄君） 私は、意見書第16号、国民健康保険税（料）の減額制度の拡充を求める意見書（案）について賛成討論を行います。

提案説明にもありましたように、言うまでもなく国民健康保険税は前年度所得に対しての課税であります。いわゆる派遣切りや仕事の減などにより収入が落ちた場合、現在野洲市の減免制度は前年度50%以下の収入減の場合しか適応されていません。しかも国からの補助もなく国保会計で対応しております。ひいては国保税の値上げにも影響しております。

今回、4月にさかのぼりましていわゆる派遣切りなどの非自発的離職者に対して前年度課税でなく減免できるように国が法を改正しました。これは先ほど言いましたように一歩前進と評価いたします。この間、野洲市でも約40件の申請があったと聞き及んでおります。先ほど反対討論におきまして、既に法に基づく一定の軽減策があると言われましたが、しかし意見書案にも書かれておりますように、現在企業の都合だけの離職だけではなく、例えば3カ月間の短期雇用契約者など、例えば既に県内のダイキンでも9月末とか10月末で契約社員を雇いどめにするとか言われていますが、また夏場クーラーの製造が追いつかないとして雇われた契約社員などもあります。これらの人々は非自発的離職者には当たらず今回の適応にはなりません。ですから今日の雇用実態、生活実態から見ますとこのような人々にも適応することが必要であります。しかし制度的にはございません。

また、同じく自営業者におきましても、言うまでもなく営業は極めて厳しく、昨年度より今年度収入が大きく落ち込んでいる場合があります。このような人々にも減免制度を国として行うことは必要だと考えます。

よって今回の意見書は市民の雇用、暮らし、営業が大きく影響を受けている中、国保税を払えないような状態をつくるのではなく、これらの人々にも減額制度を拡充することが求められておりまして、実施すれば国保会計が大変だと先ほど反対討論でも言われましたが、であるから、国への制度の拡充を求める意見書でありまして賛成討論といたします。ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木市朗君） 次に、第9番、井狩辰也君。

9番（井狩辰也君） 第9番、井狩辰也でございます。それでは、30人学級の早期実施を求める意見書に対する反対討論を行います。

今回、この意見書を見せていただきながら私なりに調査を行い、考えをまとめてみました。まず学級の規模についてであります。国際的に見ましても日本の平均の学級規模は非常に大きく現在1学級当たり標準となっております児童生徒数は40人で、これは子どもたちにとって決して好ましい学習環境にあるとは言えないと思います。このような中、去る8月27日に文部科学省の新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）が公表されました。この計画案では30年ぶりに40人学級を見直し、来年度から8年かけて、野並議員からの説明にありましたように30人と35人学級に改善する案でございます。また学級編成の実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な学級編成や学級規模が小さくなり過ぎないように、弾力的な学級編成の仕組みの導入も提案されております。この小人数学級の推進は市町村にとって朗報であり、一定の評価ができると考えております。しかし、このための教職員配置の改善に伴います人件費の増加や市町村の財政負担に関する財源手当てについてはいまだ示されておらず、不安材料の1つでもあります。

次に、私が考えます学級規模についてであります。小人数学級の効果としましては、学習指導面ではきめ細かな学習指導ができ、学力向上につながるなどの効果があると考えられますし、生活指導面では最近問題となっております不登校や問題行動への早期対応に対する効果もあると思います。一方、学級規模が小さくなり過ぎますと人間関係の構築や集団的な教育の観点から逆効果が生じることが懸念されます。

それでは何人ぐらいの規模が最適かということになりますが、それは市町村が置かれている実情によって異なってくると思います。野洲市の場合は児童生徒数の増加傾向が著しい学校と減少傾向にある学校との差異が顕著にあらわれております。このような状況を考えますと、国から一律の基準を強制されることなく、当面の施策として教員の複数配置等も視野に入れながら無理のない弾力的な学級編成ができるよう地方の裁量権をより高めるべきではないかと考えます。

さて、野並議員から提出されました意見書についてでありますか、意見書の中には8割以上の方が学級規模を26人から30人以下と答えているとありますが、私が調査しました文部科学省のホームページでは、小中学校の望ましい学級規模として26人から30人を上げているのは保護者の約半数ではないかと思えます。野並議員には後ほど確認をお願いしておきたいと思えます。

そこで、意見書では学級編成を小中学校一律30人にするとあります。先ほどの文部科学省の計画案におきましても、学校施設を管理する市町村におきましては施設整備、いわゆる校舎の増築が最も大きな課題になると考えております。この計画案では柔軟な運用も認められているようですが、市内の大規模校については早急な増築計画が必要となるのは明らかであり、敷地の確保と市財政への影響が危惧されるところでございます。ましてや意見書にあります小中学校すべてを一気に30人学級にすることは、さらには早期とありますように短期間で実施することについては、ただいま申し上げた理由により市に与える影響は甚大であると考えます。

今は今後の国の動向をしっかりと見極めながら、学級規模だけに固執することなく野洲市独自の対応も検討すべきではないと考えます。

以上のことから私は30人学級の早期実施を求める意見書に反対するものでございます。議員各位においては当主旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、反対討論とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 次に、3番、小菅六雄君

3番（小菅六雄君） それでは、意見書第17号、30人学級の早期実現を求める意見書（案）につきまして賛成討論を行います。

提案説明にもありましたように、8月27日に文部科学省が来年度から6年計画で小中学校を35人学級に、また2017年度から2カ年で小学校1年、2年の低学年を30人学級に推進する実施計画を明らかにしたところであります。これは多くの国民、教育関係者が求め続けてきたものでありまして、ようやく政府も小人数学級編成の必要性を認めたものと考えます。

先ほど何人が適正かと言われましたが、現在世界の趨勢を見ますと小人数学級が主流であります。例えばアメリカでは小学校低学年は24人、同じくイギリスでは30人、またフィンランドでは全学年を通じて24人以下としています。また、先ほど教職員との関係も言われましたが、子ども1,000人当たりの教職員数はEU諸国では1,000人当たり平均125名の教職員であります。しかし日本は85人です。つまり、これら全体を見ますとそもそも日本の教育環境はおくれていると思います。私はまずこういう認識が必要だと思えます。

そこで小人数学級の必要性の問題ではありますが、学習の面から見ますと、40人やそれに近い学級ではいわゆる落ちこぼれが生まれやすくなります。学級規模が小さくなれば子

ども一人一人の学習のつまずきを丁寧に指導することができ、一人一人の授業中の発言の機会も多くなり保障されます。また、討論や実験などを通じていわゆる物事を深く理解するという今日求められている子どもたちへの学習を進める上でも小人数学級は欠かせない条件であります。これは多くの教育者の主張で見解でもあります。

一方、子どもたちの生活の面から見ましても、30人学級を基本とすることは切実と考えます。今、貧困の広がりや社会の変容の中で深刻な悩みを抱える子どもが増えています。また発達障害、外国人の子どもなどへのこういう社会の中で特別な支援の必要も増してきます。

であるだけに、40人やそれに近い学級では指導に限界があり、子ども一人一人への丁寧なケアができないと思います。そういう意味でも学級規模を縮小すべきと考えます。

ですから、今回の文部科学省の小人数学級の方角につきましては理解できますが、今言いました理由等により、より一層早期の実施が必要と考えます。6年後にようやく1年生のクラスを30人にするというテンポではなく、まずは小人数学級の基本を30人として、その中で、先ほど財政的な面も言われましたが、今日の財政的な観点も当然吟味しながら、一気に進めるといった意見書では、これはありません。意見書に書かれていますように、財政的な観点も考えながら来年度から順次実施していくことが必要と考えています。そういう立場からの意見書であります。

いずれにいたしましても、学級規模を30人にすることは多くの国民、教育関係者が待ち望んでいることは事実であります。その意味で早期実施を求めるこの意見書を国に上げていくことは必要と考え賛成討論といたします。ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木市朗君） 次に、第14番、丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） 14番、丸山敬二です。意見書第17号の30人学級の早期実施を求める意見書（案）について私のほうからも反対の討論をいたします。

文部科学省は小中学校1学級の児童生徒数の上限を現行の40人から引き下げる小人数学級化を2011年度から2019年度までの8年間で進める計画を発表いたしました。このことにより、当然教職員の定数増が必要となってまいります。一律35人以下の学級となれば教員は4万6,000人の増、そして年間3,100億円の予算増になると文部科学省が試算しております。国の標準で教員を採用する場合、現行では給与の3分の2は地方負担となります。また、小人数学級にすることにより教室の増改築も必要となり、地方自治体の負担も一気に増えることが懸念されます。

一方、教員現場の現状を見ても、公立義務教員諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、通称義務標準法では、普通学級40人を標準としていますが、平成13年度から法の改正により自治体で独自の基準を設けることが認められました。これにより今では全都道府県で何らかの形で小人数学級が実施されており、小学校では8割以上、中学校でも6割以上が35人以下の学級で学んでいます。本市を含め滋賀県下においても、限られた定数予算の中において小学校1、2年生及び中学1年の35人学級編成を、また学級を分割して20名程度の少数集団で学習する小人数指導も行っており、財政状況も厳しく予算措置のめど立たない状況において性急に事を運ぶのではなく、計画年度内達成に向け慎重に教員配置、教室の増改築等を計画的に進めることが先決であります。

教育は人が人をつくるのごとく、単純に児童生徒数を減らせばいいというのではなく、教師が情熱を持って一人一人の個性を伸ばしてやるのが大事であります。予算措置の整っていない見通しのつかない現段階での30人学級の早期実施を求める意見書案には反対するものであります。議員の皆様の実情な検討をお願いいたし、私の反対討論といたします。

議長（鈴木市朗君） 次に、第11番、坂口哲哉君。

11番（坂口哲哉君） 11番、坂口でございます。ただいま議題となっております意見書第19号、地域主権改革の推進を求める意見書（案）について私は賛成の立場から討論を行います。

地域主権改革は住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるよう国と地方自治体との役割分担を見直すことから始まりました。地域主権改革戦略大綱では年金給付の財源は国が担い、地域の実情に応じて行うサービス給付の財源は自治体が担うようにし、そのために地方財政を強化すれば現金とサービスをセットにした強い社会保障が実現できるというねらいがあります。

また、今回は補助金、負担金の改革を先に行い、その後実施される抜本的な税制改革等の中で国税と地方税の税財源の見直し、地方税財源の充実確保などを進めていく手順であります。財政面の分限化の目玉政策であるひもつき補助金の一括交付金は、地域のことは地域で決めるという地域主権の考えを目的に掲げられており、その対象範囲はひもつき補助金の対象から除くとされています。今のところ国によって統制された制度になるか地方の自由度を拡大する制度にデザインされるか、どちらになるかはまだ無透明な状況であり

ます。

さらに地域主権戦略大綱は参議院選挙前に閣議決定されたものの菅内閣では地域主権戦略の位置づけが下がっているとされています。今後内閣改造の総務大臣には元鳥取県知事の片山善博氏が就任されましたので、精力的に地域主権改革に取り組まれると思いますが、地方6団体からも要望しておりますように、まずは地域主権改革3法案の早期成立とともに国と地方の役割分担を見直し、国から地方に事務権限と合わせて必要な財源を一体的に移譲されるよう提案されております文面により、野洲市議会として意見書を提出する意義は大変大きいと考えます。議員各位にはご理解を賜りますようお願いしまして、賛成討論といたします。

議長（鈴木市朗君） 以上で通告による討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。まず、意見書第14号、政党助成金の廃止を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

（少数起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席ください。起立少数であります。よって、意見書第14号は否決されました。

次に、意見書第15号、鳥獣被害防止総合対策交付金の復活、充実を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第15号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第16号、国民健康保険（料）の減額制度の拡充を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第16号は否決されました。

次に、意見書第17号、30人学級の早期実施を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第17号

は否決されました。

次に、意見書第18号、総合的な交通体系の構築による公共交通機関への支援を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第18号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第19号、地域主権改革の推進を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第19号は可決されました。

次に、意見書第20号、家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイントの延長を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第20号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては本職に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては本職に一任することに決しました。なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

市長（山仲善彰君） 平成22年第3回野洲市議会定例会の閉会に当たりましてお礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会は、本年はとりわけ厳しかった残暑の中、去る8月30日に招集をさせていただき、今日に至りますまで26日間でありました。本定例会に提案させていただきました専決処分の承認1件、条例の一部改正2件、条例の廃止1件、平成22年度補正予算6件、

平成21年度決算の認定12件、その他4件の合わせて26議案につきまして慎重なご審議の上、いずれも原案どおりお認めをいただきまことにありがとうございます。とりわけ決算の認定につきましては、私が編成させていただきました初めての予算の執行に関するものであり、厳しいご意見、ご提案をいただきながらもお認めいただきましたことに改めてお礼申し上げます。いただきましたご意見を肝に命じ、これからの仕事に当たってまいります。

私が市長に就任いたしましたしてあと一月余りで2年となります。市政の透明化、財政危機の回避と健全化、学校施設の耐震化、児童家庭相談の体制強化や学童保育の充実などマニフェストで提案いたしました政策に取り組んでこられたのも、議会、市民そして職員の皆様のご理解とご参画によるものであり、心より感謝申し上げます。これからも総合計画の見直し、景観制度の創設、農業や商工業の振興指針の策定と産業振興、琵琶湖岸域の環境保全と利活用の促進、市街化区域の拡大による潤いと活力のある市街地の整備、保育園の耐震対策と定員増、クリーンセンターの建て替えとごみ処理システムの改善、東消防署の移転と防災拠点の整備、水道料金の改定による経営の健全化、さらには財政健全化集中改革プランの完全実施など、マニフェストはもとよりその他のものも含め残された多くの課題があります。これらの課題解決に着実に取り組んでまいります。

さて、今議会においては議長、委員長初め全議員の皆様の熱心な調査、検討、審議の上、議会基本条例を制定いただきました。議員皆様のご努力とご苦勞に心より敬意を表させていただきます。この条例の運用によって一層市民に開かれ、活力ある議会活動が展開されることをご期待申し上げます。そして、その結果として先ほど申し上げました野洲市が抱えるさまざまな課題について一層熱心な検討、調査、審議が行われ、着実に解決あるいは実現に向けて進捗されることを心より願っております。

また、本定例会ではこのほか教育、福祉、環境などの施策についても多くのご意見やご提案をいただきました。これらにつきましてもしっかり受けとめましてこれからの市政運営に当たってまいります。

これからしばらくは過ごしやすい季節に向かいますが、季節の変わり目、議員の皆様におかれましては健康に十分ご留意いただき、今後とも市政運営にいっそうのご指導、ご協力を賜りますことを切にお願い申し上げますとともに本市発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げ閉会のあいさといたします。誠にありがとうございました。

議長（鈴木市朗君） これをもって、平成22年第3回野洲市議会定例会を閉会いたし

ます。(午後4時07分 閉会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成22年9月24日

野洲市議会議長 鈴木市朗

署名議員 小菅六雄

署名議員 高橋繁夫